

平成28年白老町議会定例会11月会議会議録（第1号）

平成28年11月28日（月曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 5時42分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
(平成28年度白老町一般会計補正予算（第8号）)

第 5 議案第 2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

第 7 議案第 1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第9号）

第 8 議案第 5号 財産の取得について

第 9 意見書案第12号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」
の早期制定を求める意見書（案）

○会議に付した事件

報告第 1号 専決処分の報告について
(平成28年度白老町一般会計補正予算（第8号）)

議案第 2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第9号）

議案第 5号 財産の取得について

意見書案第12号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の
早期制定を求める意見書（案）

○出席議員（13名）

1 番 山 田 和 子 君
3 番 吉 谷 一 孝 君
6 番 氏 家 裕 治 君
8 番 大 淵 紀 夫 君
1 0 番 本 間 広 朗 君
1 2 番 松 田 謙 吾 君
1 4 番 山 本 浩 平 君

2 番 小 西 秀 延 君
4 番 広 地 紀 彰 君
7 番 森 哲 也 君
9 番 及 川 保 君
1 1 番 西 田 祐 子 君
1 3 番 前 田 博 之 君

○欠席議員（1名）

5 番 吉 田 和 子 君

○会議録署名議員

1 2 番 松 田 謙 吾 君
1 番 山 田 和 子 君

1 3 番 前 田 博 之 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君
副 町	長	古 俣 博 之 君
副 町	長	岩 城 達 己 君
教 育	長	安 藤 尚 志 君
総 務 課	長	岡 村 幸 男 君
財 政 課	長	大 黒 克 己 君
企 画 課	長	高 尾 利 弘 君
地 域 振 興 課	長	高 橋 裕 明 君
経 済 振 興 課	長	森 玉 樹 君
農 林 水 産 課	長	本 間 力 君
生 活 環 境 課	長	山 本 康 正 君
町 民 課	長	畑 田 正 明 君
税 務 課	長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課	長	工 藤 智 寿 君
建 設 課	長	竹 田 敏 雄 君
健 康 福 祉 課	長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課	長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課	長	岩 本 寿 彦 君
生 涯 学 習 課	長	武 永 真 君
消 防	長	中 村 諭 君

病 院 事 務 長
総務課危機管理室長

野 宮 淳 史 君
小 関 雄 司 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
主 査

南 光 男 君
増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日 11 月 28 日は休会の日ですが議事の都合により、特に定例会 11 月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規定により、議長において、12 番、松田謙吾議員、13 番、前田博之議員、1 番、山田和子議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（山本浩平君） 日程第 2、議会運営委員長報告であります。

本日は、議会運営委員会、吉田和子委員長が病欠により欠席となっております。したがって、本日の議会運営委員長報告は、議会委員会規則第 6 条の規定により、山田和子副委員長が報告いたします。

議会運営委員会、山田和子副委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、山田和子副委員長。

〔議会運営副委員長 山田和子君登壇〕

○議会運営委員会副委員長（山田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成 28 年白老町議会定例会は、明年 1 月 5 日まで休会中ではありますが、会議条例第 6 条第 3 項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により、11 月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成 28 年定例会 11 月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、平成 28 年度の一般会計の補正予算 1 件、条例の一部改正 3 件、財産の取得 1 件の議案 5 件と、専決処分の報告 1 件であります。

これらの議案の取り扱いの協議の結果は、会議規則第 31 条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第 3 号及び第 4 号の町長・副町長・教育長の給与、議員の議員報酬における期末手当の支給月数を改正する条例の一部改正議案 2 件であります。

岡村総務課長、大黒財政課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

次に、議会関係として、意見書案1件を予定しております。

これらのことから、11月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員会の報告がありました。

報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで、委員会報告は報告済みといたします

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成28年白老町議会定例会11月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、白老町乗合タクシー運行业務の遅延についてであります。

本件は、既に議会全員協議会にてご報告したところでありますが、この乗合タクシーについては、地域循環バス「元気号」の不便を解消すべく、本年8月より運行する予定でありました。しかしながら、事業者において車輛確保が遅れたこと、また本町の不適切な対応もあったことから、運行が10月に遅れたものであります。

改めまして利用を予定されていた皆様をはじめ、関係各位には多大なるご迷惑おかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことのないよう職務に取り組んでまいります。

次に、「協働のまちづくりセミナー」の開催についてであります。

本セミナーは、本町が進める「多文化共生」の一環として10月26日に開催したものであり、これまでの協働のまちづくりを踏まえ、いま一度、人の絆を強め、地域一丸となってまちの未来を創り上げる、協働の深化を目指した新たな取り組みであります。当日は149名の参加があり、岩手県遠野市のまちづくりを通して、人と人のつながりや対話の大切さを再度認識したところであります。

次に、白老町防災訓練の実施についてであります。

今月5日に実施した防災訓練は、国が定めた「津波防災の日」に合わせて実施したものであり、青森県東方沖で巨大地震が発生し、大津波警報が発表されたという想定で、まずは身の安全確保と、素早く高台などの安全な場所へ避難するという意識した全町一斉津波避難訓練であります。

当日は、あいにくのみぞれ混じりの天候ではありましたが、町内会、事業所などから約

1,500人の参加をいただき、住民等の避難、警報等の情報伝達、通信訓練、職員参集訓練を行いました。

今後も関係機関との連携を密に、災害に対する町民の意識高揚を図り、防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワークの設立についてであります。

2020年春に開設される民族共生象徴空間への誘客促進と、アイヌ文化の振興を推進する「民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワーク」の設立総会が、今月9日に札幌市内で開かれ、オール北海道で誘客促進に取り組む応援体制が組織されたものであります。

この官民応援ネットワークは、北海道知事を顧問として、アイヌ施策にかかわる行政機関や道内経済団体などで構成されたもので、今後、このネットワークを通して国が掲げる来場目標者数100万人達成に向けて、官民挙げた取り組みを展開していく予定であることから、本町としてもこのネットワークとの連携を図りながら、さらなるPR事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、東京白老会総会の開催についてであります。

今月22日、全国町村会館において平成28年度東京白老会総会・懇親会が開催され、当日は、昨年の役員改選により会長をお引き受けいただいた橋本聖子参議院議員会長をはじめ、会員各位、ご来賓並びに関係者合わせて97人が出席する中、地元食材の試食や販売のほか、特産品抽選会なども行われ、盛会のうちに終了いたしました。

席上、ご来賓としてご出席くださいました堀井学衆議院議員からは民族共生象徴空間の整備促進・来場目標者数100万人達成に向けての力強いお言葉をいただいたところであります。

今後も、ふるさと白老への郷土愛を育んでいただけるよう、会員相互の親睦を図りながら、民族共生象徴空間開設に向けての情報共有を深めるとともに、多方面へのPR活動をさらに推進してまいります。

次に、クルーズ客船「ばしふいっく びいなす」の白老港への寄港決定についてであります。

白老港、苫小牧港のそれぞれが有している特徴等を活かした連携方策について検討する「苫小牧港・白老港の連携活用方策検討勉強会」が10月17日に設立され、「物流」、「観光・交流」、「防災」等の各分野の連携方策案について意見交換が行われました。特に、「観光・交流」分野においては白老・苫小牧両港が連携しクルーズ客船の誘致活動を行うこととなり、それを受けて誘致活動を進めた結果、来年5月11日に日本クルーズ客船株式会社が運行する旅客数620名収容、乗組員も合わせると840名定員となるクルーズ客船「ばしふいっく びいなす」の白老港への寄港が決定したものであります。

今後も、白老・苫小牧両港が連携し、さらなる利便性の向上、利活用等を図ってまいります。

最後に、石山工業団地で操業しております株式会社ダイエットクック白老の新工場建設についてであります。

株式会社ダイエットクック白老は、ケンコーマヨネーズ株式会社の子会社で、主にポテトサラダやマカロニサラダ、肉じゃがなど道内量販店向けの惣菜製造を行っておりますが、最近の

単身世帯の増加などを受けて、自宅で調理済の総菜を食べる「中食」の需要が拡大していることから、この度、生産規模の拡大を図ることを目的に新工場の建設を行うことが発表されたところであります。

工場着工や稼働の時期、規模などについては現在検討中であるとお聞きしておりますが、詳細がわかり次第改めて報告させていただきます。

なお、本11月会議には、議案5件、報告1件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 私から、乗合タクシーの運行にかかわる謝罪を申し上げたく存じます。

本年6月会議におきまして、地域循環バス「元気号」を補完すべく、町立病院からの乗合タクシーを運行することで補正予算案をご提案申し上げ、議決をいただいたところであります。

しかしながら、事業運行の契約内容の認識が甘かったことなどから、8月運行予定が2カ月遅れの10月になったことは、町長の政策判断として取り組む事業がしっかりと執行できなかった私の責任であり、深く反省するとともに、町民の皆様、議会の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことに心からお詫びを申し上げます。大変申しわけありません。

今後は適正な事務処理等の徹底を図り、全職員が再発防止に取り組み、町民の皆様、議会の皆様から信頼される行政運営を努めてまいります。

○議長（山本浩平君） 以上で、行政報告を終了いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、報告第1号、報1-1をお開き下さい。

専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月28日提出。白老町長。

記、(5) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

次のページ、報 1 - 2 でございます。

専決処分書。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成 20 年条例第 51 号）第 8 条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成 28 年 9 月 2 日専決。白老町長。

平成 28 年度白老町一般会計補正予算（第 8 号）。

平成 28 年度白老町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,209 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 93 億 7,398 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。次のページ、第 1 表歳入歳出予算補正。1. 歳入及び次のページ、2. 歳出につきましては記載のとおりでございます。5 ページ、第 2 表地方債補正。公園施設災害復旧事業、限度額 110 万円でございます。この内容につきましては、歳出のところで説明をさせていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。8 ページ、9 ページをお開きください。2、歳出、9 款消防費、1 項 4 目災害対策費、(1) 災害対策経費 2,097 万円の補正でございます。この今回の専決処分の補正予算（第 8 号）につきましては、8 月 30 日から 31 日にかけての台風 10 号による災害の対応でございます。このときの警報につきましては、大雨、波浪、暴風の三つの警報が出されております。避難所につきましては、5 カ所開設してございます。主な災害対策の作業といたしましては、高波に対する大型土のうの設置、道路冠水等のポンプアップ、越波による流木処理及び暴風により倒木処理でございます。

経費でございますが、3 節の職員手当等につきましては職員の時間外手当と管理職特別手当でございます。11 節需用費、食糧費につきましては避難所の開設に伴う食糧費でございます。

13 節の委託料及び 14 節使用料及び賃借料につきましては、まず大型土のう作成、運搬、設置等について、萩野、北吉原地区で約 200 袋、竹浦地区で約 600 袋、計約 950 万円を計上でございます。

次に流木、倒木撤去処理及び道路冠水のポンプアップ等で約 760 万円、町道及びトラフ清掃、その他で 279 万円を計上してございます。また、20 節扶助費につきましては、はまなす団地の避難に伴いまして 2 世帯、4 名の方を寿幸園で避難させたことによる経費でございます。

また、海岸の復旧状況についてであります。萩野・北吉原直轄海岸につきましては、打ち上げられた割石と流木は緩傾斜護岸の天板にあるもの全て撤去を完了してございます。緩傾斜護岸内にある割石につきましては、大きさを選別して元に戻し、被覆ブロックの剥離を復旧するとのことでございます。また、北海道管理の胆振海岸につきましては、流木の撤去は完了し、

虎杖浜地区のアヨロ川周辺の越波による道路冠水については基盤を整備し、上にブロックを置いていく工法で予算要求を行うとの報告を受けております。さらに現在、施工中のかに御殿周辺の緩傾斜護岸のかさ上げ工事については、引き続き室蘭側に延長することで予算要求を行うとのことでございます。

続きまして、11 款災害復旧費、1 項 3 目都市計画施設災害復旧費、(1) 公園施設災害復旧事業 112 万 6,000 円の計上でございます。

ここにつきましては、萩野にあります萩野はまなす広場という公園が被災を受けてございます。被災内容につきましては、公園内にあるブロック造りの階段周辺に越波した波があたり、法面が洗掘され広範囲に土砂が流出してございます。また、階段に接続する遊歩道も一部洗掘されております。この流出した部分の土砂と芝の復旧、遊歩道の補修をしたものでございます。

財源につきましては、一般単独災害復旧事業として処理するもので、公共土木施設等の起債として 100% 充当、110 万円を充当し、残りは一般財源でございます。

続きまして歳入のほうに戻りまして 6 ページ、7 ページでございます。今回の補正予算につきまして、一般財源として 11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税の普通交付税を 2,099 万 6,000 円を計上するものでございます。これによりまして普通交付税の留保財源につきましては 2,597 万 1,000 円となるものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がございましたが、この件に関しまして、何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

6 番、氏家裕治議員。

○6 番(氏家裕治君) 6 番、氏家です。今、災害復旧の現状等々説明受けましたが、その中に越波による町道トラフの清掃関係、また冠水によっての、そういった町道トラフ清掃の件について、1 件だけお伺いしておきたいと思っております。この越波による町道トラフの状況、私もずっと見てきたのですが、ちょっと 1 点だけ気になったところがございますので、そこだけちょっとご確認いただければと思います。かに御殿周辺の団地、すいませんちょっと団地名を忘れてました。あそこは町内会組織がもう解散されている場所なのです。あそこを最近ちょっと見て回ったのですが、やはり町道の排水トラフが土砂で埋まったままになっているのです。この辺を担当課で一度確認をしていただきながら、またそこ以外にもこの越波による、また冠水による町道トラフのそういった状況が見受けられるところがあるとしたら、いま一度ちょっと 1 回調査をしてみたらどうかと思うのですが、その辺についてのご見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(山本浩平君) 竹田建設課長。

○建設課長(竹田敏雄君) 町道のトラフということなので建設課のほうでお答えさせていただきます。今、氏家議員言われました、かに御殿から室蘭側のトラフ等につきましては、再度、確認して対応していきたいというふうに思います。それから合わせてほかのほうも、もう一度確認した中で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。端的に伺いたいと思います。1点、同僚議員とも関連するのですが、今回の災害対応の件について、竹浦地区の浜竹浦地区になるのですが、鈴木産業運輸の裏手のほうにある流れていく川がありますね。敷生川につながっていく支流になると思うのですが、そこが道のほうで以前、かなり古い年代に蛇籠に石を詰めて積んであって、それが土手のようになっている部分があります。おそらく災害対応のときにそういうのを承知はしていると思うのですが、それが去年、おととしの高波の被害の中で一部が決壊をしまして、それでそこから海水が直接支流のほうに流入してくる現象がずっと続いています。その都度、町のほうでも承知をしていらっしやって、実際にそこら辺の崩れている部分は砂や土砂のほうで穴埋めはしているのですが、高波のたびにあそこは決壊しているのです。あそこ決壊してしまうとその支流で閉塞してしまって、奥にある白老フーズさんや、そちらの浜竹浦地区、あそこから田淵商店のあたり一帯が水に浸かってしまうという被害があるので、あそこはもう結局高波のたびに大型のパワーショベル等で何とか掘削をしたりだとか、事業者が臨時や応急的な対応で何とかしのいでいるような状況が見受けられます。それで、あそこは今埋めている部分、今ほかの部分には石で埋まっているのですが、そのちょうど浜竹浦地区の一部決壊している部分の穴埋めの部分、砂や土砂なのです。あそこをとりあえず何かもう少し、コンクリートでつくとか、そういう形にならないと思います。もう少し丈夫な資材できちんと固めるべきだと思うのですが、そのあたりの現状の押さえ、そして対応について。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 竹浦の鈴木産業運輸のトラックとかが停めてある部分の関係だと思えます。その状況につきましては、ちょうど室蘭側から蛇籠で積んできているのです。それがちょうどそこで終わっていて、そこから海水が越波してくるというような状況です。この部分につきましては、北海道のほうに何回かお話しさせてもらって、何とかありませんかという話はさせていただいているのですが、実際こういったような対応をしますというところまでまだ至っていない状況です。なので引き続き北海道のほうにお願いしていきたいというふうに思っていますので、それはもうやっていただけるまで継続してやりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。地方交付税で2,000万円みているのだけでも、これは災害復旧の場合、これは一般財源で恒久的最後までこれでみなかったら、補助だとかそういうのは一切出ないということですか。これは一般財源でみなかったらだめかどうか。何かそうではなかったようなちょっと記憶があったものですから、そこだけちょっと聞いておきたいと

思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 災害に関する対応につきましては、すぐ出動していろいろな被災部分を応急的にも復旧するという部分、これが今回9款の災害対策費ということでございます。また、そのあと被災状況を見ながら、実際工事をかけてそれを直していくという部分が災害復旧費、これが11款になります。基本的に9款の災害対応につきましては、これは即座にいろいろ動いていく費用につきましては、そういう補助とかはそういうものは出ませんので、あくまでもこれにつきましては一般財源ということで対応せざるを得ないということでございます。また、11款の災害復旧費につきましては、規模等によっては補助災害ということで100%の交付税措置の充当であったり、今回単独でございますので、単独は47.5%の交付税措置ということになりますけれども、このような交付税措置のある起債を活用しながら復旧をしていくというような状況も活用できるというような中身になってございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

○議長（山本浩平君） 次の日程に入る前にお諮りいたします。

議案第2号から議案第4号の3議案は条例の一部改正の議案であります。本日の11月会議は議案説明会を開催しておりません。議案説明会を開催していない場合の条例の一部改正議案の説明については提案文、議案説明のほか改正条文、附則の全文を朗読することにしております。ごらんとおり、議案第2号については改正条文、附則が長文となっていることからこの朗読を省略させ、議案説明及び添付の説明資料において、簡略して説明させたいと思います。

また、議案第3号及び4号の議案につきましては2議案とも同様の改正内容でありますので、議案説明及び添付の説明資料において簡略して説明させたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） それでは、議2-1をお開きいただきしたいと思います。最初に差しかえの文章を配付させていただきました。これは、議案第2号の29ページの次につけている資料でございます。この資料の3ページ目です。3ページ目に町長、副町長、教育長の給与の増額ということで、ここに記載として勤勉手当という形で書いてございましたが、期末手当の間違いでございますので、この文言を訂正させていただきました。

それと議員の皆様様の報酬の増額についても同じように勤勉手当というふうに書いてございました。これも期末手当の間違いでございます。差しかえをさせていただきました。

それと議員の皆さんの報酬の増額の数字なのですが、35万5,000円という形で書いてございますが、正確には35万4,430円ということで、この記載も訂正をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第2号の説明をさせていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年11月28日提出。白老町長。

改正条文、別表の改正と附則の朗読は省略をさせていただきます。

議案説明であります。議2-15をお開きください。職員の給与に関する条例の一部改正について。

平成28年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.2%の引き上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.10月分の引き上げ、配偶者に係る扶養手当額を減額し子に係る扶養手当額を引き上げる等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、12月期で所要の調整を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容を説明資料で説明をいたします。先ほどの議2-29の次のページをお開きください。議案第2号から第4号の説明資料ということで資料を添付してございます。職員の給与に関する条例等の一部改正の概要でございます。まず、平成28年の人事院勧告のポイントでございます。月例給、ボーナスとも引き上げでございます。①ですが、民間企業との格差を埋めるために、平均0.2%の給料の引き上げでございます。②が、ボーナスを0.1月分引き上げるもので、これは勤勉手当に配分するというものでございます。

次に、給与制度の改正でございます。①ですが、国家公務員の業務調整手当の引き上げでございますが、町職員はこれには該当しません。②ですが、配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げるものでございます。③ですが、専門スタッフの俸給表の改正でございますが、これにつきましては町職員は該当いたしません。以上の給与に関する勧告によりまして、1. 給料表の改正を行うものでございます。①行政職給料表ですが、民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、若い職員については1,500円引き

上げ、その他は400円の引き上げを基本に改定するものでございます。再任用職員についても400円の引き上げということになります。平均改定率は0.2%となります。②その他の給料表の医療職給料表(二)と(三)についても行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。

2. 期末手当・勤勉手当の改正であります。①年間の支給月数を4.2月分から4.3月分に、0.1月分引き上げるもので、②引き上げ分は勤勉手当に配分する改正を行います。③本年の0.1月分の引き上げは、12月期の勤勉手当に配分いたします。平成29年度は6月と12月の勤勉手当に均等に配分することとなります。次のページになります。④再任用職員であります。再任用職員については0.05月分の引き上げというふうになります。支給方法等は一般の職員と同様の取り扱いということになります。これらの支給月数の改正については、その下のほうに書いてある表のとおりということになります。

次に、3. 扶養手当の改正であります。①配偶者に係る手当額を引き下げ、②その減額分を原資にして子に係る手当額を引き上げる、そういう改正を行うものでございます。表に記載のとおり、平成29年度から段階的な改正となりますが、平成30年度以降は配偶者及び父母等1人につき6,500円、子は1人につき1万円とするものでございます。

それから次の、4. 実施時期であります。まず①給料表の改定であります。平成28年4月1日にさかのぼって適用としまして、その差額分は12月の給与支給日に合わせて支給するという形になります。

次に、②期末・勤勉手当の改定でございますが、12月支給分から適用するため、平成28年12月1日施行としてございます。

次に、③扶養手当の改定でございますが、平成29年4月1日施行とし、段階的な改正を行うものでございます。これらの施行日、それから適用日については、この一部改正条例の附則の第1項、第2項及び第4項に条文を分けて整理をしております。

次に、5. 改定による影響の見込みでございます。職員は全会計で給料分につきましては219万6,117円、期末勤勉手当でございますが、これにつきましては982万8,444円、その他の手当につきましては10万5,169円の増額となります。理事者につきましては、期末手当が32万4,415円でございます。議員の皆様につきましては35万4,430円と試算してございます。これらの増額分につきましては、所要の額を今回の補正予算(案)の中で提案をさせていただくこととしてございます。

以上で提案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上、2議案を一括議題に供します。

議案第3号及び議案第4号の提案理由の説明を願います。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） それでは、議3-1をお開きください。

最初に、議案第3号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年11月28日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則でございます。

1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。

2 平成28年度に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4項第2項中「100分の222.5」とあるのは「100分の227.5」とする。

議案説明であります。次のページ、議3-2をお開きください。議案説明。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

本年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、国家公務員に係る給与等の改定を行うよう勧告を行いました。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末

勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、平成 29 年度以降の期末手当は 0.1 月分の引き上げを 6 月及び 12 月支給分についてそれぞれ 0.05 月分ずつ配分するものでございます。

続きまして、議 4-1 でございます。議案第 4 号であります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 11 月 28 日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則でございます。

1 この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度に限り、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 4 条第 2 項中「100 分の 222.5」とあるのは「100 分の 227.5」とする。

議案説明でございます。次のページをお開きください。議 4-2 です。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

本年 8 月 8 日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、国家公務員に係る給与等の改定を行うよう勧告を行いました。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、平成 29 年度以降の期末手当は、0.1 月分の引き上げを 6 月及び 12 月支給分についてそれぞれ 0.05 月分ずつ配分するものでございます。

以上で議案の提案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案第 3 号及び第 4 号の提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第9号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議1-1をお開きください。平成28年度白老町一般会計補正予算（第9号）。

平成28年度白老町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,200万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月28日提出。白老町長。

次のページでございます。第1表歳入歳出補正予算につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出のほうから説明をさせていただきます。6ページ、7ページをお開きください。1款議会費、1項1目議会費、(1)議員報酬等35万4,000円の計上でございます。平成28年度人事院勧告に基づく法律の改正に伴う議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により、期末手当0.1カ月分の引き上げを行うことにな

ることから、予算の不足分 35 万 4,000 円を補正するものでございます。

続きまして、13 款給与費、1 項 1 目給与費、(1) 職員等人件費 766 万 2,000 円、うち特別職につきましては 32 万 5,000 円、一般職の勤勉手当分につきましては 733 万 7,000 円となります。平成 28 年度人事院勧告に基づく法律の改正に伴う職員の給与に関する条例の一部改正及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正により、一般職にあつては勤勉手当 0.1 カ月分、特別職にあつては期末手当 0.1 カ月分の引き上げを行うことから、それぞれの予算の不足分 766 万 2,000 円を補正するものでございます。

続きまして歳入でございます。4 ページ、5 ページでございます。

11 款 1 項 1 目地方交付税、普通交付税 801 万 6,000 円の補正でございます。これによりまして、普通交付税の留保財源につきましては 1,795 万 5,000 円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番(前田博之君) まず歳出の 7 ページの職員手当の分です。これは今人事院勧告によって、大黒財政課長から説明がありましたけども、この一般職の改定による影響見込み額がこの別紙資料によると給料額が 219 万 6,117 円、期末勤勉手当が 982 万 8,444 円、その他の手当が 10 万 5,169 円、合わせて 1,212 万 9,930 円になりますけども、この額に対して、実際の補正予算額が、計上額が 733 万 7,000 円ですね、一般職。そうすると、この差額分ありますね。これは既存既定計上の予算の中で調整されていると思いますけども、その部分、具体的にどのような部分がマイナスになって、この分が計上になったと、その部分について具体的に説明願います。ということは今予算厳しいですから、そういう当初予算の部分で職員辞めたりいろいろあると思うのだけども、その部分が整理されてこういう計上になっていると思いますけども、その辺具体的に説明してください。

それと 5 ページです。今、普通交付税の部分で財源手当てして、今 11 月までの財政運営上の財源、普通交付税として留保額 1,795 万 5,000 円になっていますと説明ありました。そこで、これから 12 月の定例会ありますし、今後除雪の経費、あるいは緊急的な事務事業も見込まれる可能性もありますけれども、これらの対応をしたときにこの 1,795 万 5,000 円を、この間使ったとした場合に 3 月までに財政不足分が生じる場合がありますね。この場合は普通交付税の 1,795 万 5,000 円がなくなりますけども、今後の財源手当ては何を見込んでいるのかどうか、その辺、2 点伺います。

○議長(山本浩平君) 岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) 今回の補正の職員手当の具体的説明ということでございます。

今、前田議員のほうからお話のあった期末勤勉手当の額ですとか、給料の今回の影響額ですね。ご説明したとおりでございますが、まずこれは全会計ということでございまして、一般会計で申し上げますと、給料につきましては 4 月から遡及して、来年の 3 月までということでの

影響になりますが、これは190万円ほどになります。全会計では先ほどお話しのとおりなのですが、一般会計の分はこういう形になっております。

それから、期末勤勉手当ですね。これらについては、この特別職も合わせた一般会計での影響見込み額は一般会計だけでみると788万3,000円ほどになるということで、先ほどお話しした特別職の32万4,415円を引くと、755万9,000円ほどでございまして、今回の補正というのは、その辺としては700万円ほどの補正をしておりますけれども、755万円ほどかかるという部分はあるのですが、これについては今の見込みの中では20万円ほどは吸収できるという考え方の中で730何万円ですか、それを予算として上げさせていただいたということでございまして、あくまでも一般会計の部分として上げさせていただいている分であります。ただ、ほかの会計どうなのかということでございますが、全会計、国保ですとか、下水、水道、そういうところの会計につきましても影響額を示して、これらについて補正するかどうかの検討をしてもらってございますが、今回の中では計上している予算の中で何とかやりくりがつくという、そういう判断のもとで今回の補正には計上をしてございません。

以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今後の財政運営に係る財源手当ての関係のご質問でございます。

この一般会計補正予算（第9号）を終えて、現在、普通交付税の留保額は先ほど申しましたとおり1,795万5,000円と、そのほかに、ちょっとこれから12月会議の補正に向けて、現在、精査、査定中でございますのでまだ正確な数字は押さえてございませんが、今後の財源手当ていたしましては、まずは不用額による一般財源の戻しの部分がございます。それと、ふるさと納税につきまして、前回ちょっとご説明をさせていただきましたが、10月分から一般財源のこの経費分を給付金からみるという部分での戻しが実際出てくるということ。それと町税につきましても現在増分がございますので、その分を今後の財源調整をしながら充てていくという考えを今現在は持っているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 給与の関係ですけれども、今の説明で多少理解しましたけれども、私が言いたいのは新年度予算なんかではもう職員数決まっていますし、新規採用の職員も決まっている。あるいは退職見込みも大体決まっている。その中で厳しく予算組んでいると思うのです。他会計もそうだと思います。しかし今回の金額で全体の中で調整みたいな言い方するけれども、私聞きたいのは、ここで言っているように給与219万6,000円ですと。勤勉手当は差額分が700万円計上していますと。その分はいいのですけれども、この差額が出た分、あるいは給与分、他会計もあると思いますけれども、その部分については既定の予算でどういう調整されて、しなくてもよかったのですということを聞きたかったのです。私が言うのは。だから極端に言えば職員が途中で1名辞めてその部分が出さなくてもいいから、この分今回補正しなくてもいいのだと、そういう調整みたい部分というのがあるのかどうかということを聞いているのです。出てこないから。そういうことです。

それと予算の留保財源についてはわかりました。ということは、不用額については3月ですけども、仮に12月ももう決算見込みを出して、ある程度不用額を出して、それらを全体の予算の中で財源調整なんかしていくと、そういうような効率的な予算も組んだ中で、ある程度財源が見込めると。それと町税部分が5,000万円ぐらいあるといいますけども、それを不足であれば補正予算で使うと、そういう考えでよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 失礼しました。調整があるのかということでございますけども、まず給与費の予算計上につきましては、今前田議員がおっしゃったとおり、次年度以降の採用職員の見込みですとか、それから採用する職員の年齢構成等も考えながら予算組みをするわけですが、実際、その予算組みというのはちょうど今の11月とか12月時期に行いますので、内容的には採用する職員の数ですとか、それからその年齢構成と当初の予算とは若干異なってくるということがございますので、全てがこの見込んだとおりの状況になるかということ、そういう状況ではないということをもまず1点ご理解いただきたいというふうに思います。その中で今回補正する必要があるかどうかというのは、現行のいわゆる執行済みの額等を見ながら、今後の12月から3月までの給料支払いの見込み額を算定して、先ほどお話したとおり、その額の中では執行見込みとしては不足しないという判断をとらせていただいたということでございますが、手当のほうについてはぎりぎりの状況でございます、それが今回730万円ほどの補正をさせていただいたということでございまして、あくまでも不足額の見込みを出して補正を出させていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず不用額の整理につきましては、基本的にはこれは来年3月の定例会におきまして行うものでございますけども、年度途中でも執行済みの事業につきましては精算額が出るものについては12月で整理したいというふうには考えてございます。それと、そのほか町税につきましては、約1億円留保しているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第9号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第5号 財産の取得についてを議題に供します。
提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第5号、議5-1をお開きください。

財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成28年11月28日提出。白老町長。

1 取得する財産、パーソナルコンピュータ55台、プリンター15台。

2 取得予定金額1,508万7,600円。

3 取得の目的、住民情報システム用パソコン等購入。

4 取得の方法、防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5 契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長、棚野孝夫。

次のページ、議案説明でございます。

財産の取得について。

財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

続きまして、入札の経過でございます。去る11月8日に有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務機のカナマル、有限会社田辺本店の4社に指名通知を行い、11月17日に入札を行ったところでございます。落札者は株式会社和歌白老営業所であります。落札率でございますが、予定価格1,536万8,076円に対し、落札額が1,508万7,600円でございますので、落札率は98.1%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 5 号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 12 号 「全国規模の総合的なアイヌ施策の根拠となる
新たな法律」の早期制定を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 9、意見書案第 12 号 「全国規模の総合的なアイヌ施策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8 番、大淵紀夫議員。

[8 番 大淵紀夫君登壇]

○8 番（大淵紀夫君） 意見書案第 12 号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書（案）。
標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書（案）。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされたという歴史がある。

平成 20 年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

なお、法律の検討に当たっては、新たな差別が生じないように、広く国民の理解が得られる法律の整備を願うものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありました。
お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 12 号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を
求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 12 号は原案のとおり可決されました。議会の意思として、それぞれの機
関に送付することといたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。明日 11 月 29 日から、明年 1 月 5 日までの間は休
会となっておりますので、ご承知おき願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前 11 時 08 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 本 間 広 朗

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 松 田 謙 吾